

2026年3月27日

お客さま各位

株式会社清水銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定し、政府・産業界・金融界が一丸となり、手形・小切手機能の全面的な電子化に取り組んでおります。こうした状況を踏まえ、清水銀行では2027年4月1日以降を支払期日とする手形割引・手形貸付のお取り扱いを終了しますので、お知らせいたします。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ※ 信用保証協会保証付の手形割引・手形貸付も同様となります。
- ※ 手形割引・手形貸付は、極度内実行を含みます。
- ※ でんさい割引は、引き続きお取り扱いいたします。

清水銀行では、法人・個人事業主さま向けのインターネットサービス「しみず法人ダイレクト」をご用意しております。手形・小切手の代替手段としてご利用いただけますので、お取引店またはお近くの清水銀行店舗までお気軽にご相談ください。

本件に関するお問い合わせ

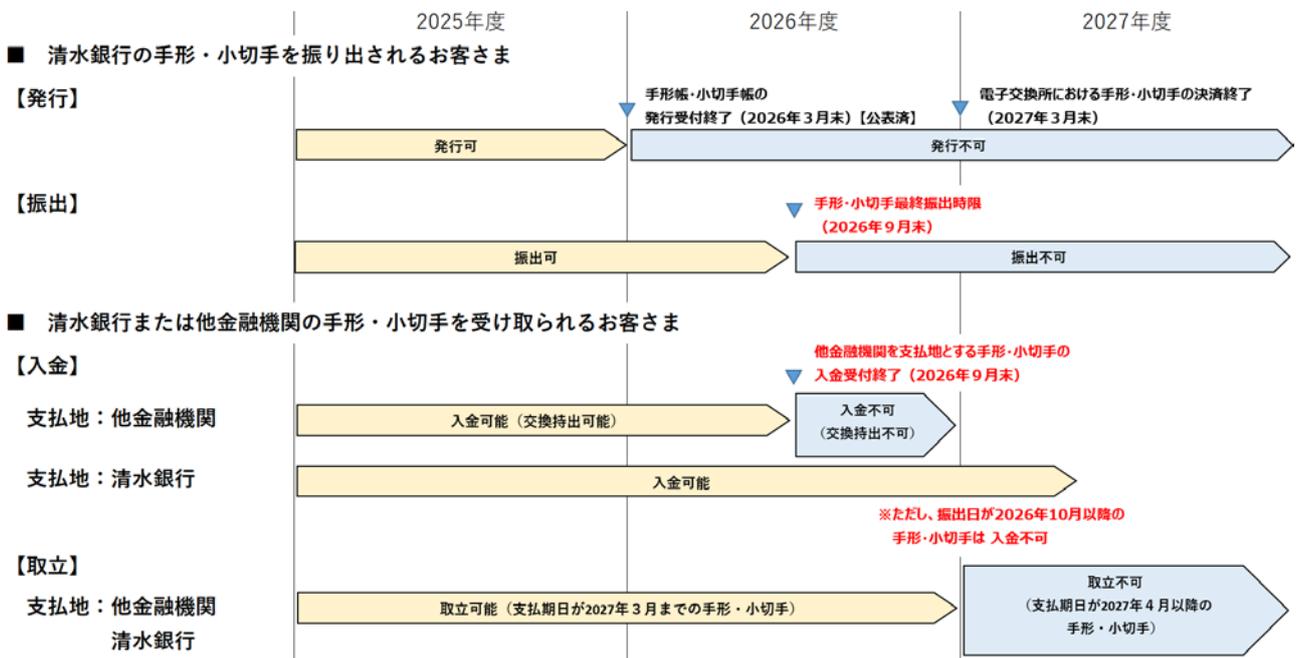
清水銀行コールセンター TEL 0120-0-43289

(受付時間／銀行営業日 9:00～17:00)

(ご参考)

これまでの取組み

- ・2027年4月1日以降を期日とする手形等(2027年4月1日以降を振出日とする先日付小切手を含む)の期日管理を伴う代金取立は、2025年4月1日より、受付を停止しております。
- ・当座預金の新規口座開設は、2024年4月1日より、受付を停止しております。
- ・既存の当座預金ご利用のお客さまは、2024年4月1日より、取扱店においては、小切手によらず、当行所定の払戻請求書による払い出しが可能となっております。
- ・手形・小切手の振出時限を2026年9月30日までとしました。
- ・当行以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座へのご入金、2026年9月30日までといたします。



静岡県内金融機関との手形・小切手機能の全面電子化に向けた共同推進

- ・手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた動きをさらに加速することを目指し、静岡県内金融機関と連携して、お客さまへの周知活動に取り組んでおります。

至急 2027年3月末まで

手形・小切手 全面電子化

政府は、2026年までの終業手形の利用禁止と、小切手の全面的な電子化の方針を示しています。

電子化に向けた対応が遅れると、事業活動に支障が生じる恐れがあります

取引先と決済できない	手形・小切手帳を入手できない	手形の代金取立を依頼できない
------------	----------------	----------------

静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、しずおか信用金庫、せいじん信用金庫、浜松いわた信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士家信用金庫、島田信用金庫、富士信用金庫、静岡信用金庫

急務中 代替手段へのシフトは始まっています

電子的決済サービスの利用

電子的決済サービスとは？
紙の手形・小切手の代替手段となる、インターネットを利用した決済サービスです。
主な電子的決済サービスとして、インターネット決済システムによる振込や、電子形納書(でんさい)があります。

でんさいの発生総額
振込件数は、最近4年で2.1倍に利用増！

いま着手すれば、2026年までに十分間に合います！

電子化にはこのようなメリットがあります

- ①事務負担軽減 ②コスト削減 ③リスク軽減

電子的決済サービスの導入には、以下のような準備が必要です。詳しくは、お取引金融機関にご相談ください。

- ・取引先への導入案内
- ・社内の環境整備